

国立大学法人岡山大学ダイバーシティ推進本部の設置に関する規程

〔平成22年3月31日〕  
〔岡大規程第7号〕

改正 平成29年3月31日規程第29号  
令和4年5月27日規程第64号

(設置)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）に、法人の雇用及び継続的な就業における障壁を取り除き、多様な職員が持てる技能を最大限に発揮させ、法人の持続的発展に資することを目的として、ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(業務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画の推進に関すること。
- 二 次世代育成支援に関すること。
- 三 障害者の雇用推進に関すること。
- 四 高齢者の雇用の安定に関すること。
- 五 その他次条に定める本部長が必要と認めた業務

(本部長)

第3条 推進本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、企画・評価・総務担当理事をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、その業務を総括する。

(副本部長)

第3条の2 推進本部に、副本部長を置く。

- 2 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長の業務を補佐する。

(室)

第4条 推進本部に、次の各号に掲げる室を置く。

- 一 男女共同参画室
- 二 次世代育成支援室
- 三 障害者雇用推進室
- 四 高齢者雇用安定室

- 2 室に、室長を置き、本学の専任の職員のうちから学長が命ずる。
- 3 室長は、本部長の命を受け、室の業務を掌理する。
- 4 室には、業務上特に必要があるときは、専任の職員を置くことができる。
- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、室に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第5条 推進本部に、ダイバーシティ推進本部運営会議（以下「運営会議」という。）を

置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 男女共同参画を推進するための全体計画の策定に関する事項
  - 二 次世代育成を支援するための全体計画の策定に関する事項
  - 三 障害者の雇用を推進するための全体計画の策定に関する事項
  - 四 高齢者の雇用を安定するための全体計画の策定に関する事項
  - 五 各室間の連絡調整に関する事項
  - 六 その他ダイバーシティ推進に係る重点施策の企画・立案・実施に関する事項
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 本部長
  - 二 副本部長
  - 三 各室長
  - 四 その他本部長が必要と認める者
- 4 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条の2 推進本部に、ダイバーシティ&インクルージョン連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、ダイバーシティ&インクルージョンポリシーに基づき、法人において取り組むべき諸施策について課題を共有し、その解決のための方策を検討するとともに、必要に応じて、法人に対し政策提言等を行うものとする。
- 3 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - 一 副本部長
  - 二 男女共同参画室長
  - 三 次世代育成支援室長
  - 四 障害者雇用推進室長
  - 五 高齢者雇用安定室長
  - 六 その他副本部長が必要と認める者
- 4 副本部長は、連絡会議を主宰し、その議長となる。

(専任の職員を置く室に関する特例)

第6条 第4条第4項の規定により室に置かれる専任の職員に対する法人及び岡山大学の諸規則の規定の適用については、当該職員は、総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室の職員とみなして取り扱うものとする。

(事務)

第7条 推進本部の運営に関する事務は、総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。